

熱海インフラマネジメント合同会社 ETCX 利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、ETC ソリューションズ株式会社（以下「ETCS 社」といいます。）が提供する ETCX を活用して、熱海インフラマネジメント合同会社（以下「熱海インフラマネジメント」といいます。）が道路の料金収受を行うにあたり、周知すべき事項を定めたものです。

(遵守事項)

第2条 熱海インフラマネジメントが管理する道路において、ETCX を利用しようとする者は、この利用規約を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、熱海インフラマネジメントは、ETCX の利用を拒絶することがあります。

(利用に必要な手続、車載器及び ETC カードの取扱い)

第3条 ETCX を利用しようとする者は、高速道路会社等が「有料道路自動料金収受システムを使用する料金収受事務の取扱いに関する省令」（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき定めた「ETC システム利用規程」第 3 条第一号に掲げる手続を経た上、同条第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

2 ETCX を利用するには、前号の手続に加え、あらかじめ ETCS 社の定める方法により ETCX の会員登録をする必要があります。会員登録では ETC カード発行会社や ETCS 社等との取決めにより、登録可能なクレジットカード及び ETC カードが指定されています。

(利用方法)

第4条 ETCX を利用する者は、ETC カードを車載器へ確実に挿入し、ETC カードが利用可能な状態になったことを確認のうえ、運用案内表示、看板等に従って ETCX を利用することができる車線を通行し、料金収受ブース（料金所に設置する施設の一つで、料金収受員を配するための料金収受用ボックスをいいます。以下同じです。）横で停止してください。

2 ETCX による通行料金の支払いを行う場合、料金所において ETCX による料金支払いを行う旨の意思確認に対して応答を以下のとおり料金収受員へ行ってください。

(1) ETCX・一般混在運用（一つの車線で ETCX、現金又は回数券等のいずれも利用できることを言います。以下同じです。）車線に ETC カードを車載器に挿入した状態で進入された場合は、ETCX による料金支払いを行う旨の意思表示をしたとみなします。現金又は回数券等で料金を支払う場合は、あらかじめ ETC カードを車載器から抜いておいて下さい。

(ETC 多目的利用サービスの利用制限等)

第5条 熱海インフラマネジメントは、ETCX を利用できる施設の管理上必要な場合は、予告なく ETCX の利用を制限し、又は変更若しくは中止することがあります。

2 ETCS 社又はクレジットカード会社等が提供するサービスを運用する設備の保守・点検及び技術的要因作業により運用が困難な場合、サービスの利用を制限することがあります。

(通行上の注意事項)

第6条 ETCX を利用する者は、料金所の車線を通行する場合は、次の各号に定める事項を遵守しなければいけません。

- (1) 運用案内表示、看板等に従って ETCX を利用することができる車線を通行してください。なお、ETCX を利用することができる車線でない車線に進入した場合は、ETCX による料金支払いができませんので、現金又は回数券等で料金を支払ってください。
- (2) 料金所の車線に進入する時は、前車が一旦停車するので、必要な車間距離を保持して、十分に注意してください。なお、バイクの並走はできませんので、一列で走行してください。
- (3) 料金所の車線内は徐行して通行し、料金收受ブース横で必ず一旦停止してください。
- (4) ETCX の決済処理が完了すると、料金収受員から決済完了の合図がありますので、安全をご確認のうえ、ゆっくりと車を発進させてください。
- (5) 牽引装置を有する車種など料金収受員が車種区分を確認する必要がある車種がありますので、車種の確認についておたずねした場合は料金収受員に回答してください。

(料金の計算)

第7条 ETCX を利用した場合は、料金所に設置した ETC アンテナと車載器の間で電波通信により取得した ETC カード情報と車載器情報に基づき、ETCS 社が管理する記録装置に記録された通行実績に基づき、熱海インフラマネジメントが定めた料金の計算を行います。

(免責)

第8条 熱海インフラマネジメント及び ETCS 社は、ETCX を利用しようとする者がこの利用規約に従わないで被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(その他事項)

第9条 次表の左欄に掲げる有料道路において、同表右欄に掲げる車種の車両について ETCX を利用できるものとします。

有料道路	利用可能車種
熱海ビーチライン本線	普通車・軽自動車、二輪車 (125 cc超)、マイクロバス、大型車

2 次表左欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

場合	取扱い方法
けん引自動車が通行する場合	料金徴収ブース横で一旦停車して、係員に申し出てください。
障がい者割引の適用を受けようとする場合	料金収受ブース横で一旦停車して、係員に身体障がい者手帳所定欄を提示してください（ミライロ ID も利用可能です。）

3 多頻度利用者向けの「ビーチライン X 割引」の利用については、別途定める「ビーチライン X 割引 利用規約」を参照してください。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。